

第 1 章

計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

1－1 第2期袋井市環境基本計画の策定

本市では、袋井市まちを美しくする条例に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第1期袋井市環境基本計画（H21～H30）」を策定し、環境施策の推進を図ってきました。平成30年度に計画期間の満了となつた「第1期袋井市環境基本計画」は、策定から10年が経過し、その間には、東日本大震災を契機とした原子力災害やエネルギー政策の転換など、環境をとりまく社会情勢が大きく変化したことから、現在の社会情勢の動向に合わせた「第2期袋井市環境基本計画（H31～H40）」を策定することとしました。

1－2 袋井市の動向

◆袋井市環境基本計画の策定

本市では、平成18年9月に施行した「袋井市まちを美しくする条例」の基本として、平成21年に「袋井市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像を「人と自然にやさしい環境を 創り 守り 育てるまち ふくろい」と設定し、資源循環型社会の推進、地球環境の保全など計画の目標達成に向け取り組んできました。



袋井市環境基本計画

◆第2次袋井市総合計画の策定

本市では、平成28年度にスタートした「第2次袋井市総合計画（H28～H37）」を策定し、「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」をまちの将来像として掲げ、前期5年間の取組を進めています。環境に係る政策、取組としては、快適で魅力あるまちを目指し、「花と緑と水のまちづくり」「恵みある河川・海岸づくり」「豊かな環境の醸成と継承」のため、公共緑地の適切な管理や花や緑に親しみ育てる取組の推進、環境に配慮した河川整備の推進、循環型社会の推進、地球環境の保全を実施しており、これらの内容と整合を図る必要があります。



第2次袋井市総合計画

◆袋井市地球温暖化対策実行計画などの策定

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3の規定に基づき市自らも、事業者、消費者の一員として、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、『第3期袋井市地球温暖化対策実行計画（H28～H30）』を策定し取り組んでおります。また、環境に係る計画として平成21年に「袋井市景観計画」、平成28年に「袋井市一般廃棄物処理基本計画」、平成29年に「都市計画マスターplan」、「袋井市景観アクションプラン」が策定されており、これらの内容と整合を図る必要があります。



地球温暖化対策実行計画

1－3 社会情勢の動向

◆国の動向

国においては、「第5次環境基本計画」が、平成30年4月閣議決定され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択において、世界が脱炭素社会にむけて大きく舵切りしたことを踏まえ、複数の目標の統合的な解決を特徴とするSDGsの考え方を活用し、持続可能な社会の実現に向け、環境、経済、社会、それぞれの側面を統合的に向上させることを目指した計画を策定しています。なお、計画推進のため、あらゆる主体とのパートナーシップの充実・強化を必要としています。

また、第5次エネルギー基本計画では、新たな技術（IoT、AI）を活用した省エネルギー社会の実現や、太陽光パネルの大量廃棄問題、小規模な事業用太陽光発電のメンテナンス等の課題解決を含めた計画を策定しています。

さらに、近年では、マイクロプラスチックによる海洋汚染が地球規模で広がっていることから、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3Rの推進による海洋漂流物等の発生抑制や、事業者の使用抑制等のマイクロプラスチック対策を推進しています。

◆県の動向

静岡県では、平成23年に「第3次静岡県環境基本計画 環境の理想郷“ふじのくに”の創造～将来世代に引き継ごう「やすらぎと活力のある社会」～」を策定し、「ライフスタイル・ビジネススタイルの変革」及び「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」など、3つの社会の実現に向けた取組を目指しています。

◆東日本大震災の発生による影響

平成23年3月11日の東日本大震災発生で、環境面では、地震、津波の発生による原子力発電所の設備等が被害を受けたことにより、日本全体で深刻な電力危機に陥り、再生可能エネルギーや節電に注目が集まり、国民の意識に大きな影響を与えました。

◆地球温暖化対策の方向性

地球温暖化は、世界的に深刻化しており、2015年(H27)にパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、2020年以降の温室効果ガス削減のための新たな枠組みとして「パリ協定」が採択されました。

国ではパリ協定を踏まえ、2016年(H28)に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスの削減目標を「2030年までに26%削減(2013年比)」と定めております。

静岡県では、2015年(H27)に「改訂版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」を策定し、「2020年までに20%削減(2005年比)」と短期の目標を定めております。

こういった、国、県の方針に合った地球温暖化対策を実施していく必要があります。

【環境基本計画関連年表】

年度	袋井市の動向	社会情勢の動向 (●:国 ○:県)
H 2 1 (2009)	・「袋井市環境基本計画」策定 ・「バイオマスマスティン構想」策定 ・「袋井市景観計画」策定	● 「生物多様性国家戦略 2010」閣議決定
H 2 2 (2010)		●生物多様性 COP10 (名古屋) 開催 ●東日本大震災の発生
H 2 3 (2011)		○ 「第3次静岡県環境基本計画」策定 ● 「生物多様性地域連携促進法」施行 ● 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」改正
H 2 4 (2012)		● 「第4次環境基本計画」閣議決定 ● 固定価格買取制度 (FIT) 施行 ● 環境教育等促進法 完全施行
H 2 5 (2013)	・「袋井市分別収集計画」策定	● 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 ● 「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ● 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
H 2 6 (2014)		● 「エネルギー基本計画」閣議決定 ● 「水循環基本法」施行 ● 「雨水利用推進法」施行
H 2 7 (2015)		● 「太陽光発電設置のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」 ○ 「改訂版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」を策定 <u>●国連で持続可能な開発目標 (SDGs) を含む「2030アジェンダ」を採択 (p6 詳細)</u> ● 「パリ協定」締結
H 2 8 (2016)	・「袋井市一般廃棄物処理計画」策定 ・「第2次袋井市総合計画」策定	○ 「第3次静岡県環境基本計画」改定 ● 「エネルギー革新戦略」 ● 「地球温暖化対策計画」閣議決定
H 2 9 (2017)	・「袋井市災害廃棄物処理計画」策定 ・袋井市景観アクションプラン ・袋井市景観条例施行規則 改正 ・「袋井市景観計画」改定	○ 「ふじのくにエネルギー総合戦略」策定 ○ 「静岡県レッドリスト」改定
H 3 0 (2018)	・都市計画マスタープラン	● 「第5次環境基本計画」策定 ● 「プラスチック資源循環戦略」策定

持続可能な開発目標（SDGs）①

1 持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連で採択されたもので、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するために掲げた目標であり、環境的側面だけでなく、環境、経済、社会それぞれの側面を統合的に向上させるため、17のゴール（個別目標）と169のターゲット（環境基準）から構成されています。この目標（SDGs）の達成に向け、政府だけでなく、地方自治体や企業、諸団体、市民にも役割があり、それぞれが協力・連携しあうことが求められています。



ゴール1（貧困）	:あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール2（飢餓）	:飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール3（健康な生活）	:あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール4（教育）	:全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
ゴール5（ジェンダー平等）	:ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う
ゴール6（水）	:全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール7（エネルギー）	:全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール8（雇用）	:包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
ゴール9（インフラ）	:レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る
ゴール10（不平等の是正）	:各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール11（安全な都市）	:包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール12（持続可能な生産・消費）	:持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール13（気候変動）	:気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール14（海洋）	:持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
ゴール15（生態系・森林）	:陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
ゴール16（法の支配等）	:持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
ゴール17（パートナーシップ）	:持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）参照

持続可能な開発目標（SDGs）②

2 第2期環境基本計画と関連のあるSDGsのゴール

SDGsの17のゴールのうち、本計画において、特に関連のある10のゴールを示しており、関係性のある施策を抜粋し表記しています。



効果的な市民、事業者、市のパートナーシップを推奨、推進



有害化学物質、大気、水質及び土壤汚染による健康被害の防止



持続可能な開発のための教育や持続可能なライフスタイルの推進



投棄の廃絶と有害化学物質の放出の最小化等による、水質の改善



再生可能エネルギーやクリーンエネルギーの拡大・促進



大気の質及び廃棄物の管理により、環境上の悪影響の軽減



化学物質や廃棄物の大気、水質、土壤への放出の削減



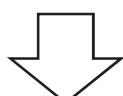
気候変動の緩和や適応影響軽減等に関する教育啓発



海洋ごみによる海洋汚染の防止や、海岸の生態系保全のための取組



森林減少の防止、植林の増加や、外来種への対策



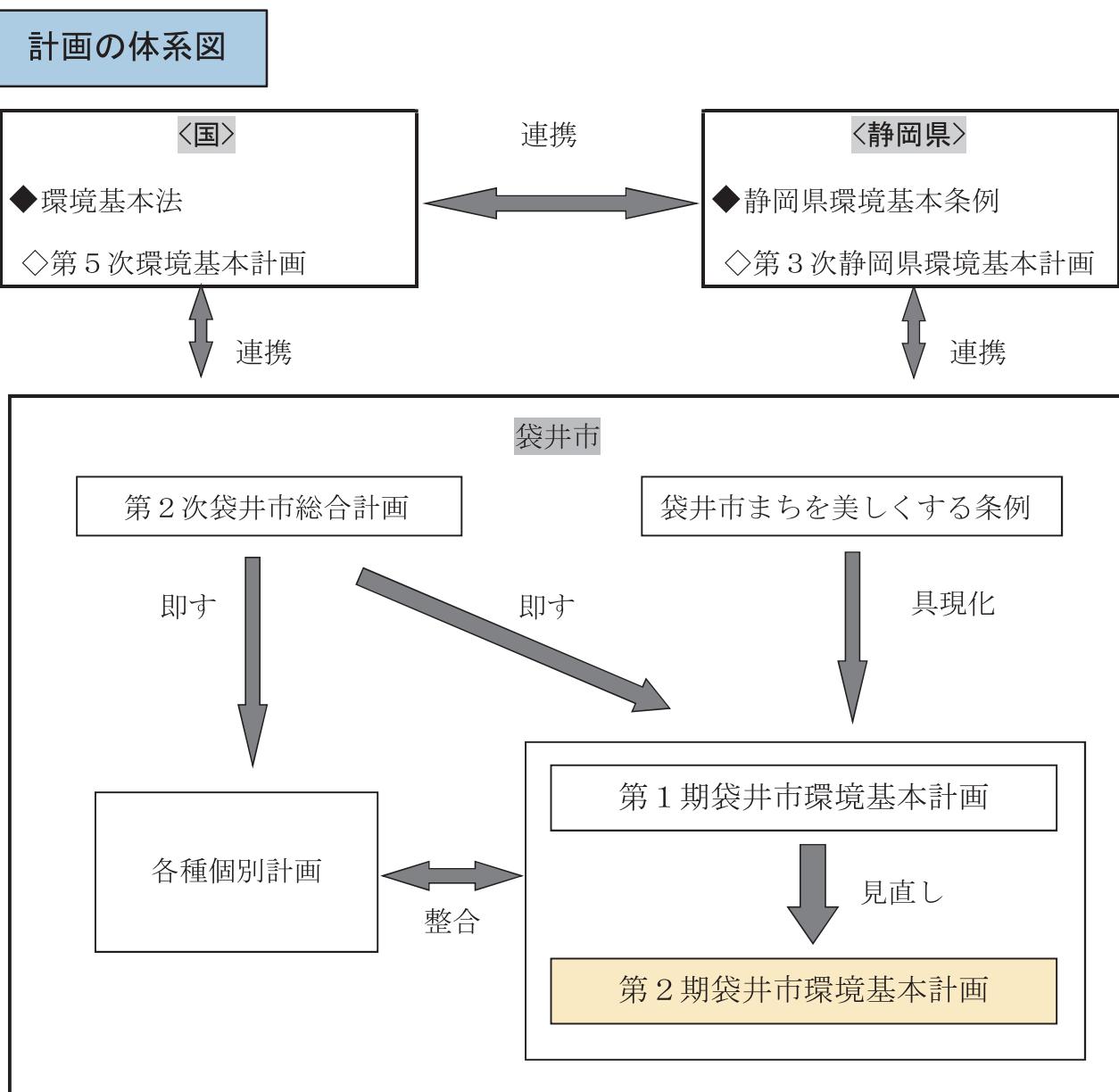
第4章1節 個別目標(p57～)及び第5章 協働重点プロジェクト(p87～)では、関連のあるSDGsのゴールをアイコン表記しています。

第2節 計画の目的

「袋井市まちを美しくする条例」に示された環境の保全及び創造に関する基本理念を踏まえ、本市が目指すべき望ましい環境像を設定するとともに、その実現のために市民、事業者、市に望まれる具体的な責務や取組を明らかにし、各主体別又は協働により本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定します。

第3節 計画の位置付け

本計画は、「袋井市まちを美しくする条例」を具現化する計画であるとともに、第2次袋井市総合計画を環境面から補完するものとして、環境関連施策の総合的展開を目指す計画です。また、第1期環境基本計画の見直しを行うとともに、他の環境に関する個別計画や構想との整合を図るとともに、国や県の環境基本計画に沿った計画として位置付けます。



第4節 計画の対象範囲

①自然共生社会	森林・緑化・海岸・河川・農地・生態系
②快適な生活環境	悪臭・騒音・振動・大気・水質・土壤・地下水・環境美化 景観・不法投棄
③循環型社会	ごみ減量・再資源化・バイオマス
④低炭素社会	地球温暖化防止・省エネルギー・再生可能エネルギー
⑤環境保全意識	環境教育・環境保全活動

第5節 計画の期間（目標年度）

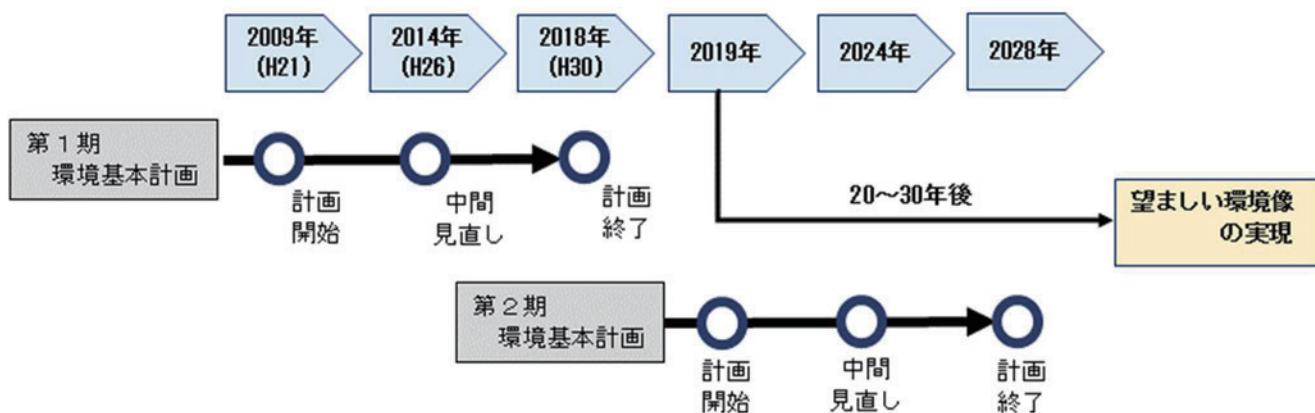
本計画の期間は、2019年から2028年までの10年間とします。

ただし、本計画は、長期的目標として20年～30年後の実現したい環境像を「望ましい環境像」として位置づけ、その実現のために計画の期間内に達成すべき実現可能な目標を基本目標として設定し、10年間の施策や方向性を示します。

しかし、環境問題は、経済・社会活動がもたらす環境問題から地球温暖化や野生動物の減少等、地球規模の問題までに広がり、時代とともに速いスピードで大きく変化していることから、環境問題に適確に対応するため、おおむね5年後に中間見直しを行います。

第2期環境基本計画の目標年度

10年後の2028年



第6節 第2期計画策定の方向性

◆市民や事業者、市が協働で取り組んでいく計画の策定

近年の高齢化に伴い、環境保全活動（美化運動、資源回収）の実施者数が減少していくことが懸念されており、市民や事業者と市の連携が求められています。

特に、近年深刻化している、地球温暖化やごみの減量等の環境問題の対策は、市だけではなく、市民や事業者の方々の協力が必要不可欠であるため、今後、このような環境問題に対応していくため、市民や事業者と市とのパートナーシップの充実・強化を図り、環境問題解決に向けて、協働で取り組んでいく計画を策定していきます。

◆自然環境や景観に配慮したエネルギー政策の実現に向けた計画の策定

深刻化する地球温暖化対策のため、太陽光や風力等の再生可能エネルギーの利用は必要ですが、一方で、使用済み太陽光パネルの排出量が急増し、2040年に約80万トンと想定されていることや、ソーラーパネルの色彩や反射等の景観への影響、森林伐採、生物の生育地の破壊等による自然環境への影響等が懸念されていることから、メガソーラー等の事業用の太陽光発電施設に関して、条例やガイドライン等を検討し、自然環境や景観に配慮したエネルギー政策を実現するための計画を策定していきます。

◆持続可能な社会に向けた計画の策定

本市の豊かな環境を将来の世代にも引き継ぐためには、持続可能な社会を形成していく必要があります。国では、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択を踏まえ、第5次環境基本計画において、複数の目標を統合的な解決を特徴とするSDGsの考え方を活用し、持続可能な社会を実現するためには、環境的側面だけでなく、環境、経済、社会がそれぞれ持続可能であり、統合的に向上させていくことが必要とされています。

さらに、本市では、「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」をまちの将来像として定め、心と体の健康、都市と自然の健康、地域と社会の健康を統合的に向上させる取組を実施していることから、本計画でも、深刻化する地球温暖化等の環境問題の解決のため、環境的側面だけでなく、産業との共生を図り、統合的に向上させる取組を実施することで、持続可能な社会の形成を目指す計画を策定していきます。

第7節 計画の構成

本計画の構成について、次のとおり示します。

第1章 計画の基本的事項

第1章では、計画策定の背景や目的と位置付け、計画の対象範囲、計画の期間、計画の方向性、計画の構成といった、基本的な事項について示します。



第2章 袋井市の現状

第3章 計画の基本的な考え方

第2章では、自然共生社会（森林、緑化、海岸等）や生活環境（公害）といった環境の現状についてや、市民意識調査の結果、第1期環境基本計画の評価等について整理を行います。

第3章では、第2章にて整理した現状を踏まえ、基本理念、望ましい環境像を定め、望ましい環境像達成に向けた、基本目標を設定します。



第4章 施策の展開

第5章 協働重点プロジェクトの推進

第4章では、第3章で定めた、基本目標に沿って展開していく施策とその目標値について示します。

第5章では、本計画で特に重点的に行っていく施策について、協働重点プロジェクトとして定め、具体的な内容について示します。



第6章 計画の推進

第6章では、計画の推進体制や、周知方法、進行管理、計画の見直しについて示します。